

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更、設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1 から 3 のとおりです。

令和 7 年 9 月 8 日

広島県上下水道部長 川西 隆弘

工事（業務）名	芦田川浄化センター 1 系汚泥処理棟No.4 脱水設備更新工事 （機械）
入 札 方 式	一般競争入札（事後審査型）（実績評価 1 型）
業 種 種 別	機械器具設置工事
公告日又は指名通知日	令和 7 年 9 月 4 日
入 札 日	令和 7 年 9 月 25 日から令和 7 年 9 月 26 日
開札予定日	令和 7 年 9 月 29 日

- 1 公告変更（様式 2）
1 件
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）
なし
- 3 修正事項等（様式 4）
なし

公 告

令和 7 年 9 月 4 日付け公告「芦田川浄化センター 1 系汚泥処理棟No.4 脱水設備更新工事（機械）」の「2 入札参加資格 技術要件」を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 8 日

広島県上下水道部長 川西 隆弘

修正前

(7) 配置予定技術者	
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。

修正後

(7) 配置予定技術者	
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、設置にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない（現地における設置工は令和 9 年 4 月 1 日以降を予定している。ただし、設置時期・実施工程については受注者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。）。

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号。以下同じ。）第 16 条の規定により公告する。

入札者は 1 から 5 の個別事項ほか別記「一般競争入札（事後審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

なお、本件は、広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

令和 7 年 9 月 4 日

広島県上下水道部長 川西 隆弘

1 発注内容等

(1) 工事名	芦田川浄化センター 1 系汚泥処理棟No.4 脱水設備更新工事（機械）
(2) 工事場所	福山市箕沖町
(3) 工事概要	汚泥脱水機更新 N=1 式 ケーキ搬送コンベア延長 N=1 式 汚泥供給ポンプ更新 N=1 式 薬品溶解タンク更新 N=1 式 薬品定量供給機更新 N=1 式 薬品供給ポンプ更新 N=1 式 洗浄水ポンプ更新 N=1 式
(4) 工期（予定）	工事着手日から令和 9 年 12 月 24 日まで（約 26 か月）
(5) 予定価格	当該工事の契約締結後に公表（事後公表）
(6) 落札者の決定方法	建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による低入札価格調査制度対象（変動型調査基準価格適用案件） 総合評価落札方式適用（実績評価 1 型）（別記「総合評価落札方式に関する事項」による。）
(7) 入札保証金	免除（広島県契約規則第 14 条）
(8) 契約保証金	納付（共通事項 21）
(9) 契約後 V E	対象（共通事項 18）
(10) 資格要件確認書類	総合評価落札方式適用の場合は、総合評価に係る技術資料とともに提出すること（公告 3 (5)・(8) 及び共通事項 7）。それ以外の場合は、開札後に提出を求める（公告 3 (8) 及び共通事項 7）。
(11) 契約担当職員	広島県上下水道部長 川西 隆弘
(12) その他	—

2 入札参加資格

共通事項 4 (2) に掲げる要件のほか、次の要件をすべて満たしていること。

技術要件以外の要件		
(1) 令和 7・8 年度広島県建設工事等入札参加資格	ア 認定が必要な業種	機械器具設置工事
	イ 格付等級	A
	ウ 平均工事成績点	—
	エ 災害復旧工事等	—
(2) 営業所（建設業法第 3 条第 1 項）の所在地	県内に営業所を有する。	
(3) 年間平均完成工事高	2 (1) アに定める業種について 5 億円以上	
(4) 特定建設業許可の要否	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、特定建設業許可を必要とする。	

設計業務等の受託者（右欄の者）でないこと又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。		日本水工設計株式会社
技 術 要 件		
(6) 元請施工実績		
ア 種類（及び規模）	機械器具設置工事であって、下水道事業、上水道事業又は工業用水道事業における汚泥脱水機の新設又は更新工事であるもの。（維持・修繕工事は除くこととする。）	
イ 完成検査	平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 日までの間に完成検査を受けていること。	
ウ その他	公共工事等に限る。	
(7) 配置予定技術者		
ア 専任配置の要否	請負代金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上となる場合は、専任配置を必要とする。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、設置にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない（現地における設置工は令和 9 年 4 月 1 日以降を予定している。ただし、設置時期・実施工程については受注者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。）。	
イ 資格等	建設業法施行令第 2 条に定める金額以上を下請契約する場合は、(1)アの業種について建設業法第 15 条第 2 号イ又はロに該当する者で監理技術者の資格を有する者、それ以外の場合は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者であること。	
ウ 経験	機械器具設置工事であって、下水道事業、上水道事業又は工業用水道事業における設備の新設又は更新工事（維持・修繕工事は除く）であり、(6)イ、ウを満たす工事において、元請業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者（監理技術者補佐のほか、監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者）を含む。）としての経験を有すること。	
エ 建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の適用	認めない。	

- (注) 1 (1)イ、ウについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 2 (2)及び(4)については、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 3 (3)は(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評価値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評価値通知書等による。
- 4 (5)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。
- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有する。
 - ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている。
- 5 (7)イについては、(1)アの業種がプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事である場合は、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事についてのものとする。
- 6 (6)及び(7)が特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての実績等である場合は、出資比率 20%以上のものに限る。

3 入札日程等

手続等	期間・期日	場所・方法等
(1)設計図書の閲覧	令和 7 年 9 月 4 日から 令和 7 年 9 月 24 日までの毎日（休日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	広島県上下水道部流域下水道課 （広島市中区基町 10-52）
(2)設計図書の販売	——	——
(3)設計図書に係る質問	令和 7 年 9 月 4 日から 令和 7 年 9 月 19 日までの毎日（休日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	(1)に同じ。 書面を持参により提出
(4)質問に対する回答書の閲覧	令和 7 年 9 月 24 日までの毎日（休日を除く。） 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで	(1)の場所において閲覧に供する。 広島県電子入札等システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

(5) 総合評価に係る技術資料の提出	令和7年9月4日から 令和7年9月26日までの毎日（休日を除く。） 午前9時から午後4時30分まで	書面で封筒に封入して持参、又は電子入札システムにより入札書と同時に提出 （書面を提出する場合の提出場所は(1)に同じ。）
(6) 入札	令和7年9月25日午前9時から 令和7年9月26日午後4時30分まで ※電子要領に規定する書面参加を行う場合は、 令和7年9月25日午後4時30分から 令和7年9月26日午前9時までを除く。	電子入札 （電子要領の規定により書面入札を行う場合の提出場所は(1)に同じ。）
(7) 開札	令和7年9月29日午前10時00分	広島県上下水道部流域下水道課
(8) 資格要件確認書類の提出	(5)に同じ。	総合評価に係る技術資料及び資格要件確認書類を書面で封筒に封入して持参、又は電子入札システムにより入札書と同時に提出（共通事項7） （書面を提出する場合の提出場所は(1)に同じ。）

（注） 休日とは、広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。

4 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2(1)に掲げる、予定価格及び入札金額により県が求める記入内容について記入し、県が定める【様式1】工事費内訳書（表紙）に入札者の商号又は名称、工事名を記入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

5 問合せ先

(1) 工事等に関する問合せ先

広島県上下水道部流域下水道課 施設整備グループ（広島市中区基町 10-52 電話 082-513-4352）

(2) 入札手続に関する問合せ先

広島県上下水道部流域下水道課 管理グループ（広島市中区基町 10-52 電話 082-513-4354）